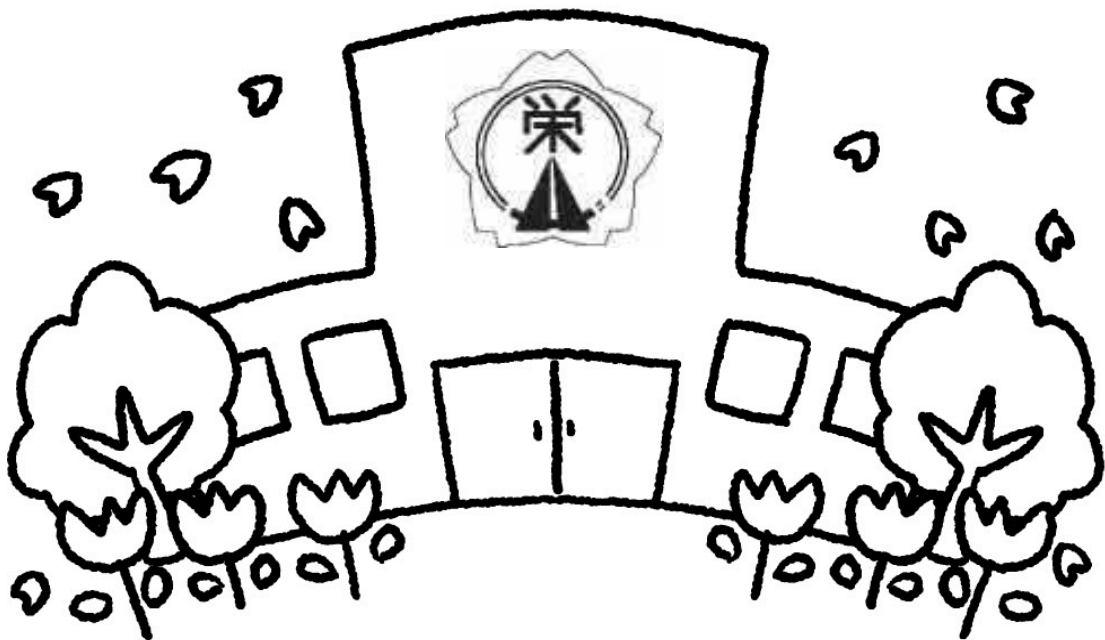


栄小学校 PTAのしおり



発行者：栄小学校PTA執行部
発行 2026年1月

～栄小学校PTAについて～

☆ 名 称

PTAとは（Parent-Teacher Association）の略で、P（親）T（教師）A（会）であり、「保護者と教職員の会」という意味です。

☆ 目 的

PTAの目的は、「子どもたちの健やかな成長をはかること」にあります。そのため、保護者と教職員が同じ会員として協力し合い、学校・家庭及び地域社会における教育について理解を深め教育の振興に努めるとともに、子どもたちの校外における生活指導、地域における教育環境の改善・充実を図るためのさまざまな活動をおこないます。

子どもの教育において、学校・家庭・社会がそれぞれ役割を分担し、協力し合う体制が必要です。この協力体制は、よりよい地域の教育環境をつくりあげるもので、PTAの役割は大切な位置づけとなっています。

☆ 会 員

その学校に在籍する子どもの保護者及びその学校に勤務している教職員が会員になることができます。会員は任意加入が原則ですが、PTAの目的をよく理解し、趣旨に賛同したうえで保護者と教職員全員が会員になることが望ましいあり方です。

また、会の運営については、常に全会員の意志が尊重され、民主的に行われるよう配慮することが大切です。

☆ 活動内容

「子どもたちの健やかな成長をめざす」ために、次のような活動をおこないます。

*保護者と教職員による学習

子どもの教育や成長にかかわる様々な問題について、情報交換や学習をし合い、よりよい家庭教育・学校教育・地域の教育力の向上をめざします。

（活動例）学級・学年PTAでの話し合い
学習会・講演会の開催など

*学校教育に対する理解と協力

PTA会員が学校教育を理解し、その教育活動に協力することが大切です。学校の教育目標や方針・子どもの実態・教育環境の問題などを保護者の立場から理解したうえで、実践活動に取り組み、協力体制をつくっていくことが求められます。

（活動例）広報活動・学校行事ボランティア・読み聞かせ活動など

＊子どもの校外生活指導

子どもにとって学校以外の生活も大切な成長の場です。しかし、現在の地域環境は子どもたちにとって安全かつ健全で楽しいものになっているのでしょうか。多くの危険や悪影響から子どもたちを守るとともに、子どもたちが積極的に外遊びや集団活動ができるようにします。

(活動例) 地域ラジオ体操 夏祭りへの協力・校外パトロールなど

＊地域の連帯感の形成と教育力の向上をめざして

子どもが地域で安全に健やかに育つためには、教職員や保護者だけでなく、その地域で暮らす人たちが子どもを見守り、声をかけてくれるような環境づくりに努めたいものです。

(活動例) 地域団体の会議や行事への参加・地域行事への参加協力など

☆ P T A活動（行事）に参加しましょう

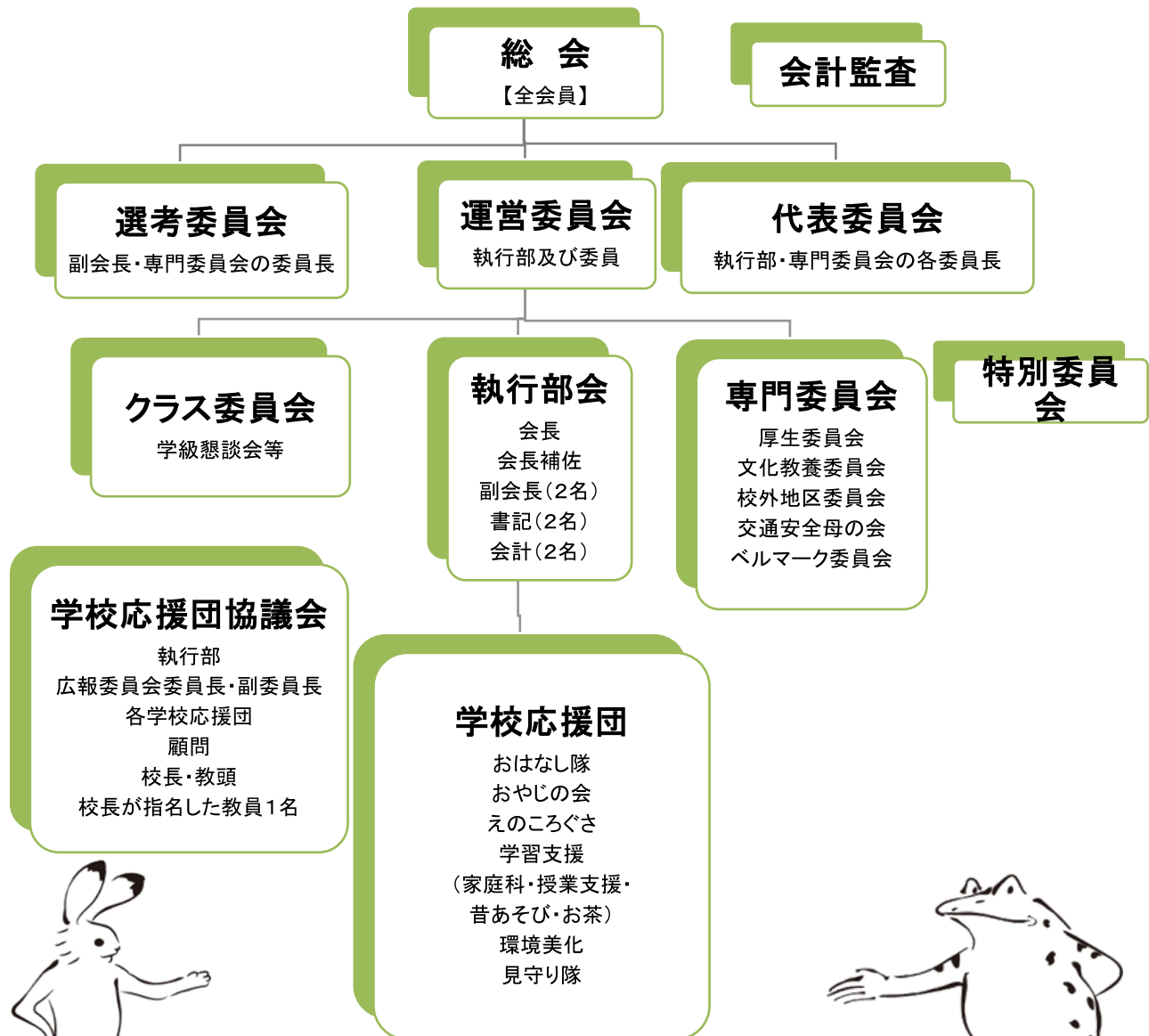
P T Aでは、さまざまな活動を行っていますが、役員・委員だけで実施するものではありません。そのため、「**できることを、できる時に、楽しく、無理のない範囲で**」を合言葉にボランティア制を導入していますので、積極的に参加しましょう。その活動の中で、子どもたちの様子がわかり、保護者同士や教職員との交流も生まれます。子どもが他者との関係の中で育っていくように、大人も多くの人と交流し、ともに活動し話し合う中で、互いに学びや発見があります。

また、P T A活動に対する疑問や意見などがあったら、声を出していきましょう。

『できることを、できる時に、楽しく、無理のない範囲で』



栄小学校PTA組織図



1. PTA役員等の役割（活動内容）について

(1) 学年代表役員（学代）

1学年1名選出します。任期は2年です。
学代＝執行部役員となり、副会長・書記・会計の各2名、計6名で分担します。
執行部役員については（5）をご参照ください。

(2) クラス委員

各クラス2名ずつ選出します。任期は1年です。
（1学年1クラスの場合は3名、但し20名以下の場合は2名とします。）
委員会（厚生・文化教養・校外地区）に分かれて活動します。

★主な役割

- ①各委員会の活動
- ②PTA会費集金（5月上旬）
- ③運営委員会での連絡事項の学級への伝達（懇談会時等）
- ④朝の声かけ（月1回）
- ⑤運営委員会出席（年3回）
- ⑥学校行事のお手伝い（運動会）

<厚生委員会>

学校に花を植えることで、子どもたちに身の回りの自然環境に関心を持ってもらう活動です。
花壇が整備されていることで、手入れのために多くの大人が出入りしているという印象を与え、不審者などの侵入を防ぐ「防犯」の役目もあります。

また、保健衛生の推進を図り、学校給食についての行事に協力します。

- ・緑化活動への参加（年2回花壇の植替え、当番制で花壇の水やり、整備 など）
- ・給食運営委員会への参加

<校外地区委員会>

地域と連携し、子どもが安全に生活できる環境を作る活動です。
資源回収運動で得た資金は、芸術鑑賞教室の開催などの費用に充てられます。

- ・資源回収運動（資源回収看板チェック、資源回収量報告書作成 など）
- ・防犯啓発活動（こども110番の家へ挨拶 など）
- ・ラジオ体操サポート
- ・交通安全母の会の活動（交通安全指導、キャンペーン参加等）※今年度は活動なし

<文化教養委員会>

資源回収で得た資金を元にイベントを企画し、子どもたちに普段の授業とは違う体験をしてもらうことで、子どもたちの感性を豊かにする活動です。

イベントには資源回収に協力いただいている方々も参加され、地域の交流の場も担っています。

- ・芸術鑑賞教室の企画、準備、開催（年1回）

＜ベルマーク委員会＞

家庭や地域で集めてもらったベルマークを分別・集計する活動です。
集まったベルマークの点数で、学校の備品や子どもたちの学校生活に役立つものと交換しています。（ポッチャ、ボールカゴ、裁断機など）

- ・ベルマーク集計作業の運営（各学期2回）
- ・地域のベルマーク及び使用済みインクカートリッジの回収・発送

＊各委員会委員長

★各委員会の委員長の主な役割

- ①前出のクラス委員の役割の他に、各委員会の委員長兼務。
- ②学校ホームページで各委員会の活動をブログで紹介
- ③PTA会長補佐選考委員を兼任。補佐選考委員会は、必要に応じて開催いたします
- ④1～4年生のPTA会長補佐選考会にも参加します

☆委員長任期中とその翌年は、PTA会長補佐選の選考対象外となります。
但し、立候補者は、この限りではありません。

(5) 執行部役員（会長、会長補佐以外は各学年代表が務めます）

★主な役割

- ①栄小運営委員会の運営（年3回）
- ②朝の声かけ（月1回）
- ③執行部会での打合せ（月1回程度）
- ④学校応援団協議会へ出席（年2回）
- ⑤学校行事（運動会）のお手伝い
- ⑥地域行事（夏祭り・餅つき大会など）への参加
- ⑦学校ホームページでPTA活動をブログで紹介 など

★会長の主な役割

1年間の会長補佐を経て、PTA会長として校内外の役員活動を行います。

- ①学校行事等の式典へ来賓として出席
- ②市P連などの会議や、講演会・シンポジウム等へ出席
- ③栄小の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）委員
- ④地域行事への参加
- ⑤総会・運営委員会での挨拶
- ⑥PTA関係の文書決裁
- ⑦PTA全体の相談役 など

★会長補佐の主な役割

会長補佐は、会長補佐選考委員会にて選出されます。

- ①会長業務の見習いをしながら、執行部の一員として校内外の役員活動を行います。
- ※翌年度は会長となります。

★副会長の主な役割

- ①総会・運営委員会での司会・進行
- ②会長補佐選考委員会の委員長・副委員長
- ③学期ごとの給食監査
- ④学校応援団協議会の司会・進行
- ④学校との調整役
- ⑤会長不在時の代理
- ⑥地域へのお手紙配布（月1回程度） など

★書記の主な役割

- ①各種手紙・資料作成・配布
運営委員会関係（委員会のお知らせ、委員会便り）
ボランティア募集
総会資料 など
- ②総会・運営委員会の録音、議事録作成
- ③栄小PTAドライブとメールアドレスの管理（ペーパーレス化のため） など

★会計の主な役割

- ①会計業務（出納管理、決算・予算書作成）
- ②学期ごとの教材費監査
- ③保険関係の窓口業務
- ④シルバー人材センターとの窓口業務
- ⑤印刷機、コピー機の備品管理
- ⑥卒業記念品準備
- ⑦地域行事（夏祭り）の備品買い出し など



第7章 役員及び委員の選出に関する細則

第1条（趣旨）

この細則は、会員の負担を軽減するため、役員及び委員選出時の免除資格と期間を定めるものである。

第2条（免除要件及び期間）

(1) 役員及び委員の免除要件及び期間について、以下のとおりとする。

なお、立候補する場合は、この限りではない。

1 会長

役員・委員：永年免除

2 学年代表

役員・委員：永年免除

3 市P役員

役員・委員：永年免除

4 各専門委員長

役員：任期から2年間免除 委員：任期後3年間免除

5 各専門副委員長 および 交通安全母の会(校外地区委員より選出)

補佐選：任期中免除 委員：任期後2年間免除

6 各クラス委員

委員：任期後2年間免除

7 総会議長

委員：総会の次年度1年間免除

8 会計監査

委員：任期後1年間免除

9 特別委員

委員：任期後1年間免除

(2) 在校児童の弟妹をもつ家庭における免除要件について

1 未就園児をもつ家庭においては、役員・委員を免除する。

なお、立候補する場合は、この限りではない。

※ 役員は執行部を、委員は専門委員（クラス委員）をさします。

2. 新1年生のPTA役員・委員決めについて

新1年生については、以下の役員・委員を選出し、4月下旬に行われるPTA総会后より役員・委員活動を行っていただきます。

(1) 学年代表役員（執行部）1名

最終決定は、全員の意向が判明する入学式後になります。在学児童の保護者には意向を確認しています。

(2) クラス委員 各クラス 2名

4月の保護者懇談会時に決めさせていただきます。

(クラス委員は、1学年1クラスの場合は3名、但し20名以下の場合は2名とします。)

PTA役員・委員活動にご興味をお持ちの方は、学校までご連絡ください。

栄小学校 ☎048-478-3168

《 令和8年度PTA役員・委員選出予定 》

	人数	決定時期	免除資格	主な活動内容
学年代表 (任期2年)	各学年より1名 (副会長・書記・会計各2名) 本年度の選出は現2・4年	※1 3月 懇談会	役員・委員：永年免除	・運営委員会出席 ・校内・地域行事手伝い ・執行部会参加 その他
クラス委員 (任期1年)	各クラスより2名 (学年1クラスの場合3名)	※1 4月 懇談会	☆委員長 任期から2年間役員免除 任期後3年間委員免除 ☆副委員長 任期中補佐選免除 任期後2年間委員免除 ☆委員 任期後2年間委員免除	・専門委員会活動 ・運営委員会出席 ・校内行事手伝い その他
次年度 総会議長	全体で1名 希望者がいない場合 新6年より1名	※1 3月 懇談会	総会次年度の委員免除	・次年度の総会議長

※1 例年、11月頃に意向調査を実施しております。意向調査にて希望者がいた場合の決定時期は、この表の限りではありませんのでご了承ください。